平成２１年（フ）第２１２３８号
神奈川県横浜市南区新川町４丁目25
債務者　大橋美保子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１２３９号
神奈川県川崎市多摩区菅馬場１丁目６－１－１
債務者　坂本　信子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１３３４号
千葉県浦安市堀江４丁目５―26―105　第２山雄
債務者　長野みどり
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１３３５号
東京都大田区南馬込６丁目27―17―210
債務者　倉田　晃一
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１３６７号
東京都新宿区上落合２丁目28―29―102
債務者　高橋　正明
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１３７５号
東京都新宿区戸山２丁目３―803
債務者　舟越　　力
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１３７６号
東京都新宿区戸山２丁目３―803
債務者　舟越八重子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１３９７号
東京都練馬区光が丘５丁目５－４―305
債務者　下野　淳彦
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１３９８号
東京都大田区萩中１丁目２―５　明和ハイムⅡ401
債務者　紺野　信勝
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１４７５号
東京都江戸川区西一之江３丁目14―７―203
債務者　赤木　文男
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１４７８号
東京都豊島区千早１丁目12―21―207
債務者　千田　佳伸
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５００号
東京都杉並区高井戸東１丁目１―16　第２堂の上ハイツ
債務者　江成　允宏
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５２０号
東京都世田谷区船橋１丁目39―11―201
債務者　畠舘　智章
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５２４号
神奈川県座間市相武台２丁目112―１―605
債務者　高木　康雄
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５２５号
東京都目黒区上目黒１丁目３―18―406
債務者　江田　圭介
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５２６号
東京都東久留米市八幡町３丁目７―23―102
債務者　谷村　和明
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部